

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 港湾局に港湾経済課を設置するとともに、海事局港運課を廃止すること。

(第十三条、第十四条、第四百十条、第四百十一条、第四百十六条、第四百五十七條から第四百五十八條の二まで及び第六六十二条関係)

第二 国土計画局に参事官一人を置くとともに、同局特別調整課を廃止すること。

(第六十二条、第六十三条及び第六十六条から第七十条まで関係)

第三 都市・地域整備局に特別地域振興官一人を置くとともに、同局特別地域振興課を廃止すること。

(第八十一条、第八十五条及び第九十二条関係)

第四 航空局管制保安部無線課の名称を管制技術課に改めること。

(第六十四条、第七十八条及び第八十一条関係)

第五 気象庁地球環境・海洋部を設置するとともに、同庁気候・海洋気象部を廃止すること。

(第二百二十六条、第二百二十九条、第二百三十一条及び第二百三十三条関係)

第六 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第七 この政令は、平成十七年七月一日から施行すること。ただし、一部の規定は、同年十月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

第八 奄美群島振興開発特別措置法施行令等について、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第二項及び第三項関係)